

令和8年4月8日

保護者 様

丹波篠山市教育委員会
丹波篠山市中学校校長会
丹波篠山市立丹南中学校
校長 足立 貞治

生徒の安全・安心な学校生活と学校と家庭との連携について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、丹波篠山市ならびに丹南中学校の教育活動に温かいご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中学生は思春期を迎え、心身ともに大きく変化する時期です。社会生活を送るうえで必要な規範意識や、善悪を判断する人権感覚を身につけていく大切な時期でもあります。一方で、近年は情報機器の発達により生徒を取り巻く環境が多様化し、市内の中学校でも情報機器の不適切な使用に起因するトラブルや、生徒指導上の課題が数多く発生しています。

市内すべての生徒が安心して楽しく学校生活を送れるよう、生徒間のトラブルや問題行動への対応については、人間的なふれあいを基盤とし、教職員が一丸となって取り組むとともに、家庭や地域との連携を密にし、未然防止・早期発見・早期対応に努めています。

特に、いじめ（インターネットを通じて行われるものを含む）などの人権侵害や暴力行為については毅然とした態度で対応し、生徒一人ひとりが規範意識をもち、自他を尊重し、豊かな人間性を育むことができるよう、きめ細やかな指導を心がけています。

つきましては、生徒の安全で安心な学校生活を実現するため、下記に示す対応を市内中学校の基本方針といたします。保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 情報端末、SNS等の利用においてトラブルが発生した場合

スマートフォンやネットゲーム、SNSなどの利用については、学校でも生徒の発達段階に応じて指導を行い、適切に使えるよう取り組んでいます。しかし、実際の利用の多くは家庭で行われるため、ご家庭でのルールづくりと継続的な確認が大切です。

また、18歳以下の子どもにスマートフォンやゲーム機を持たせる際、保護者にはフィルタリングやペアレンタルコントロールを設定する法律上の責務があります。

各ご家庭で、利用に関するルールを決めること・そのルールが守られているか、トラブルが起きていないかを定期的に確認し、有害な情報からお子さまを守るために、フィルタリングの設定などの対策も適切に行ってください。

万一、インターネット上のトラブルが発生した場合、（法的な判断や技術的な壁があり、）学校がトラブルの解決に直接介入することは非常に難しく、現在のルールでは、原則として、「保護者と警察」が主体となって行うものとされています。法的な問題や事件性の高い事案については、関係機関（警察等）と連携し、支援を依頼することがあります。

2 いじめ等の人権侵害が発生した場合

生徒が多様な人間関係を築いていく上で友人間のトラブルが生じることがあります。その中でいじめを認知した場合は、各校の定める「いじめ防止基本方針」に基づき対応し、ご家庭と連携しながら早期解決をめざします。

「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、被害を受けた生徒の心情を第一に考え、その人権を守ることを最優先に対応します。その中で、事案の解決に向けた取組を進めるために、状況に応じて関係機関（丹波篠山市社会福祉課・警察等）と連携し、専門的な支援を依頼することがあります。

3 対教師暴力、生徒間暴力、器物損壊等が発生した場合

「いかなる暴力も絶対に許されない」という認識のもと、ご家庭と連携しながら事態の早期解決をめざします。なお、状況によっては、適切な指導やサポート体制を構築するため、関係機関（警察等）に支援を依頼する場合があります。また、故意に器物を壊すなどの被害を生じさせた場合は、原則として被害届を提出し、関係機関（警察等）に支援を依頼することがあります。その際、加害生徒等には弁償する責任を負っていただくことがあります。

4 暴言・指導不服従の場合

人権侵害や脅迫的な発言等については毅然とした態度で厳しく指導します。万一、指導に従わない場合は、保護者に連絡し、来校願うなど連携を図ります。

5 授業を妨害する行為や授業の抜け出し（エスケープ）が見られる場合

授業の進行を妨害する行為や、授業中に教室から離れてしまう行為（離席やエスケープ）が見られた場合は、まずはその生徒の心情を聴き取り、他の生徒に迷惑をかけないように指導します。そして、生徒が学習に集中できるよう支援します。万一、指導に従わない場合は、保護者に連絡し、来校願うことがあります。

6 児童虐待が疑われる場合（※ここでいう児童とは、「満18歳に満たない者」と定義されています。）

児童虐待には、「身体的虐待」「性的虐待」「心理的虐待」「ネグレクト（放置）」など、さまざまな形があり、近年、学校を含む社会全体で、すべての子どもの安全と人権を守ることが求められています。

児童虐待は、その態様から複数が同時に起きることが多く、特に家庭内では、精神的・経済的・社会的な虐待が組み合わさり、回避困難な状況が作られるといわれています。

生徒の様子から、万一、虐待が疑われる事案を認知した場合は、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、学校には生徒の安全を最優先し、関係機関（こども家庭センター等）へ通告する義務が課せられています。この学校の役割について、ご理解をいただきますようお願いいたします。